

2 マイナンバーを用いる手続では、厳格な本人確認を行います

マイナンバーを用いる際は、**なりすまし防止のため、マイナンバーについて下の2つを行います。**

- ① 番号確認 …… 正しい番号であることの確認
- ② 身元(実在)確認 …… 番号の正しい持ち主であることの確認

そのため、ハローワークでの手続の際には、**下表①②それぞれについて、(1)(2)いずれかの書類をお持ちください。**※マイナンバーカードは、①番号確認と②身元(実在)確認の両方に使えます。

	(1)	(2)
① 番号確認	マイナンバーカード	通知カード または 個人番号の記載のある住民票 (住民票記載事項証明書)
② 身元(実在)確認	マイナンバーカード 	a または b a. 以下の書類のいずれか1つ ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・旅券 ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 など b. aがない場合は以下の書類から2つ以上 ・公的医療保険の被保険者証 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 など

3 申請にあたって

- ◆『受講申込・事前審査書(安定所提出用)』、『職業訓練受講給付金支給申請書』や『特定求職者氏名等変更届』にマイナンバーを記載する場合は、ご自身で記入をお願いします。
ハローワーク窓口での記入をお願いしますので、必ず上表の確認書類をお持ちください。
- ◆マイナンバーの記載がない場合や、ご本人から番号確認ができない場合は、番号法※¹第14条第2項の規定に基づき、ご本人のマイナンバーを確認します。
※¹ 正式名称は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」
- ◆マイナンバーの記載されている書類が提出されたにも関わらず、上表の確認書類のご提示がない場合は、正しいマイナンバーの確認が取れないため、申請を受理した後、漏えい防止のために記載されたマイナンバーをマスキングして書類を保管することがあります。
- ◆職業訓練受講給付金の申請にあたり、必要となる住民票や本人の所得証明書の提出を、省略できる場合があります。

4 よくあるご質問

Q1 マイナンバーを記載して届け出ること義務なのですか？

A1 はい。職業訓練受講給付金を受給される方は、番号法に基づき、職業訓練受講給付金支給手続の際に、マイナンバーを届け出ることが義務づけられています。※²

※² マイナンバーの記載が無い場合であっても、直ちに申請の受理を拒否するものではありませんが、後日マイナンバーの届け出が必要になるため、上表の確認書類をご持参ください。

Q2 就職支援計画書などハローワークから交付される書類にはマイナンバーが記載されるのですか？

A2 いいえ。返戻書類にはマイナンバーは記載されません。

Q3 通っている訓練実施機関にマイナンバーを提示する必要はありますか？

A3 いいえ。訓練実施機関が受講生のマイナンバーを収集することは、番号法で禁止されています。そのため、訓練実施機関からマイナンバーの提示を求められても、応じないでください。

【ご注意ください】

- ハローワークの職員が、ハローワークの窓口以外でマイナンバーの提出をお願いすることはありません。
- また、電話やファクシミリ、郵送による案内でマイナンバーの提出をお願いすることはありませんので、ハローワーク職員と名乗る人から電話などがあっても、絶対にマイナンバーを教えないようお願いします。